

三重県

「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度

三重県では、職場における男女共同参画の推進と「働きがい」のある職場環境づくりを目的に、男女の雇用均等や女性の活躍支援（ポジティブ・アクション）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、次世代育成支援などを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証し、優れた取組事例を広く紹介しています。

表彰・認証企業になると・・・

県のホームページ、広報誌等により表彰・認証企業の取組を広く紹介します。

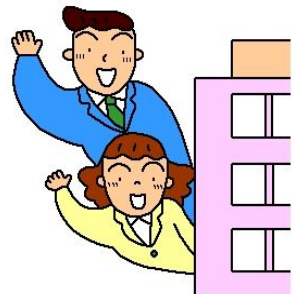
表彰・認証企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。

取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。

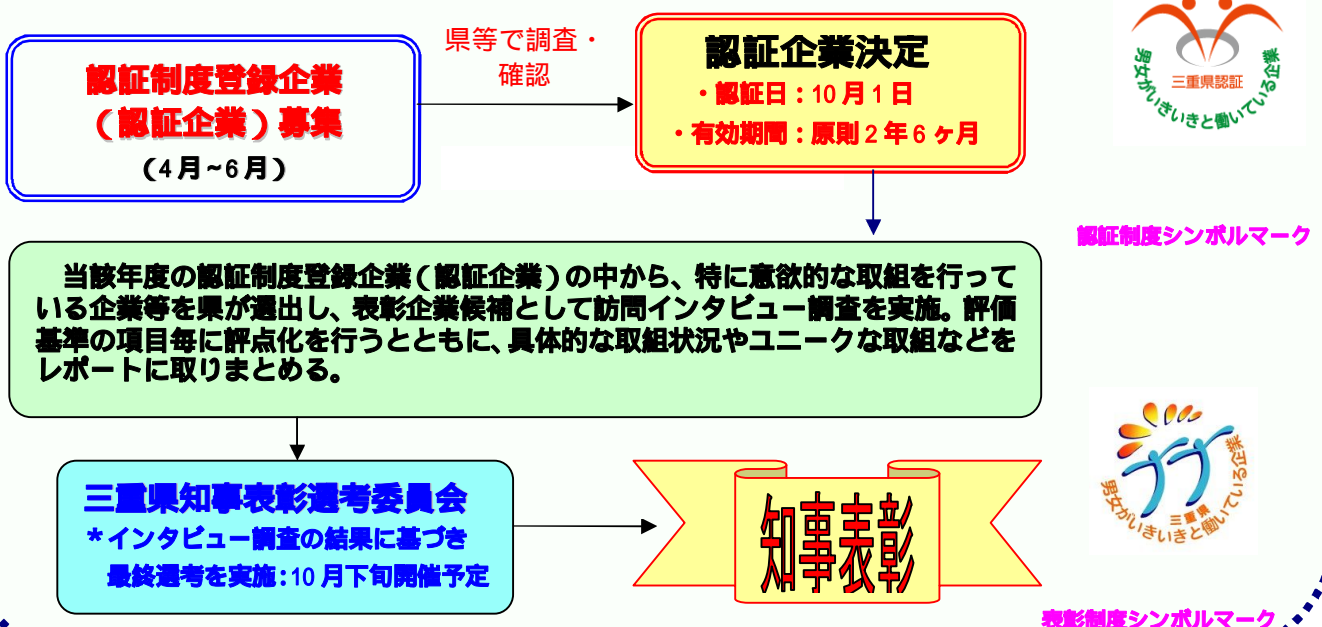
公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ（「男女共同参画」の観点）として、一定の期間加点対象となります。また、物件関係における概ね下記の業務等について、総合評価一般競争入札の評価項目の一つ（「男女共同参画」の観点）として、一定の期間加点対象となります（但し、設計金額によります）。ア清掃業務 イ警備業務 ウ情報システムの調達、保守管理等

認証企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と県が連携した、「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」をご利用できます。

（詳細 <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2011050012.htm>）



～ 表彰・認証制度の取組フロー図 ～



対象

県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う 常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

- * 法人登録済み(法律の規定による法人)の会社、財団・社団法人、医療・社会福祉法人、特定非営利活動法人等が対象です。営利、非営利は問いません。
- * 主たる事務所とは、人事・労務管理等を独自に実施している企業等をいいます。

認証基準

- ・就業規則を定め、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の関係法令を遵守していること。
- ・別に定める認証申請内容確認調査票の取組項目等(一部を下記に掲載しています。)において、総合して県の定める基準(点数)以上であること。

認証期間

認証日から原則2年6ヶ月とします。

(ただし、認証の翌年度以降、所定の期限・様式により取組状況の報告をしていただきます。)

制度の問い合わせ先

三重県生活・文化部 勤労・雇用支援室 勤労福祉グループ

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

* 「おしごと三重」のホームページにも掲載しております。

<http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp/>

参考：平成23年度「男女がいきいきと働いている企業」認証基準の一部

* 女性の能力活用・男女共同参画
・企業のトップが女性の能力活用に積極的である。
・女性の管理職が増加している。
・これまで、女性が少なかった職務・部門への女性の配置に積極的に取り組んでいる。
・男女均等な能力発揮を推進している。
・職域拡大のための社員の知識・資格取得を支援する資格取得費用の補助、資格手当、資格受験に利用できる休暇 制度等がある。
* 働きやすい職場環境づくり
・所定外労働の削減のための工夫を行っている。
・年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている。
・フレックスタイムや裁量労働、在宅勤務など柔軟な労働時間制度がある。
・社内公募制や自己申告制により勤務時間や勤務地、担当業務等について従業員の希望を積極的に聞く制度がある。
・セクシュアルハラスメントの防止のために従業員へ周知研修を行っている。
* 仕事と家庭が両立できる職場環境づくり
・産前・産後休業期間が法律(14週間)を上回っている。
・育児休業を取得したものがいる。
・介護休業の期間が法律(93日)を上回っている。
・看護休暇の対象者を小学校就学後または休暇日数を1人あたり5日超に拡大している。
・男性の育児休業取得を推進している。

- * 女性のみを対象または女性優遇の取組は、男性労働者と比較して相当程度少ない場合(雇用管理区分ごとみで女性労働者の割合が4割を下回っている状況)に限ること。